○埼玉県警察国際警察緊急援助隊設置要綱

昭和62年12月10日

埼例規第49号・備

警　察　本　部　長

埼玉県警察国際警察緊急援助隊設置要綱の制定について（例規通達）

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第92号）が昭和62年９月16日公布され、同日施行されたことに伴い、みだしの要綱を別法のとおり制定し、昭和62年12月10日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察国際警察緊急援助隊設置要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、埼玉県警察国際警察緊急援助隊（以下「国際警察緊急援助隊」という。）の設置及び編成等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２　埼玉県警察に、国際警察緊急援助隊を置く。

（任務）

第３　国際警察緊急援助隊は、海外の被派遣地域において、災害に係る救助、救急活動及び災害応急対策のための活動を行うことを主たる任務とする。

（編成）

第４　国際警察緊急援助隊は、原則として、警備部機動隊（以下「機動隊」という。）の隊員をもつて編成する。

２　国際警察緊急援助隊の編成は、国際警察緊急援助隊編成表（別表１）のとおりとする。

一部改正〔平成12年第59号〕

（隊員の指名）

第５　国際警察緊急援助隊の隊員（以下「隊員」という。）は、警備部機動隊長（以下「機動隊長」という。）が警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）を経て上申した者の中から、警備本部長（以下「本部長」という。）が指名する。

２　本部長は、前項の規定により指名した隊員のほか、災害の規模、態様により、専門的知識及び技能等が必要であると認められる場合には、隊員を別途指名することができる。

一部改正〔平成20年第2725号、26年第741号、令和８年第736号〕

（隊員の選定基準）

第６　隊員は、次に掲げる基準により選定するほか、原則として、国際警察緊急援助隊要員資格（別表２）のいずれかの資格及び英語等の語学力を有する者とする。

(1)　幹部隊員

人格、識見、判断力に優れ、身体強健、冷静沈着であり、部隊活動に優れている者

(2)　隊員

身体強健、冷静沈着、機敏であるなど隊員としてふさわしい者

（隊員の指名解除等）

第７　機動隊長は、隊員の配置換え、長期療養その他の理由により欠員が生じ、又は隊員を交代させる必要が生じた場合は、速やかに第５の規定により新隊員を上申しなければならない。

２　隊員の指名解除は、配置換え（昇任を含む。）等の場合はその発令を、その他にあつては後任者の指名をもつてなされたものとする。

（登録事項変更等の通知）

第８　機動隊長は、隊員の公用旅券に係る登録事項について変更が生じた場合、又は隊員が国際警察緊急援助隊要員資格のいずれかの資　格を取得した場合は、速やかに警備第二課長に通知するものとする。

一部改正〔平成20年第2725号、26年第741号、令和８年第736号〕

（派遣出動）

第９　本部長は、警察庁からの派遣指示の通知に基づき、必要とする隊員を招集し、派遣するものとする。

（教養訓練）

第10　機動隊長は、年間教養計画を策定し、これに基づき隊員に対する実践的な教養訓練を実施するものとする。

（報告）

第11　機動隊長は、次の事項を警備第二課長を経て本部長に報告するものとする。

(1)　年間教養訓練計画

(2)　教養訓練実施結果

(3)　被派遣地域における活動状況及び活動結果

一部改正〔平成20年第2725号、26年第741号、令和８年第736号〕

実施日

この例規通達は、昭和62年12月10日から実施する。

実施日　（平成12年８月31日埼例規第59号・総）

この例規通達は、平成12年９月１日から実施する。

実施日　（平成20年９月30日務第2725号）

この通達は、平成20年10月１日から実施する。

実施日　（平成26年３月20日務第741号）

この通達は、平成26年４月１日から実施する。

実施日　（令和元５月14日危管第195号）

この通達は、令和元年５月14日から実施する。

実施日　（令和８年３月25日務第736号）

この通達は、令和８年４月１日から実施する。